

広報

たきかわ

11²⁰²³

Takikawa city newsletter

No.1,755



4年ぶりに滝川消費まつりが開催。人気のリメイクファッションショーも復活!(9月30日/まちづくりセンター)

【特集】今年も雪の季節がやってくる…
いろいろおしえて! 滝川の除排雪



いろいろおしえて！

短い秋が終わり、今年も冬がやってきます。今回の特集では「滝川の除排雪」をテーマに、

知ってる？

滝川の雪のこと、除雪のこと

除雪の距離

408kmってどのくらい？

仮に滝川市からこの距離をドライブするとしたら、北方面は稚内市に寄ったあと、雄武町まで、東方面は根室市、南方面は松前町まで行くことができます。



夜中から早朝にかけて

約408km

行っています。

滝川市の管理する道路 453km のうち、除雪を行っている道路は約 408km です（うち歩道は 60km 以上）。除雪は、市内を大きく 3 つの区画に分けて行われます。具体的には国道 12 号を中心に東側を東地区、西側を西地区に分け、3 丁目以北から江部乙方面を北地区としています。

除雪の方法

道路の両脇に雪を寄せる

かき分け方式

で実施しています。



限られた時間で効率よく除雪を行うため、滝川市では、積もった雪を端に寄せることで、道幅を確保する「かき分け方式」により除雪をしています。また、降り積もった雪が急な暖気などで解け、凹凸が激しくなり、歩行や運転がしづらい路面（いわゆる「ザクザク路面」）になるのを極力防ぐため、降った雪を押し固めるのではなく、削る方法により作業を行っています。

滝川の除排雪

市の除排雪体制や市民の皆さんに守っていただきたいルール・マナーについてまとめてみました。

まずは、滝川の降雪量や、除雪体制について確認しておきましょう。大きく 4 つに分けて説明していきます。

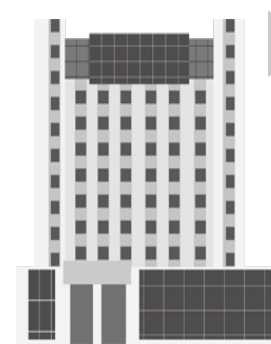
市道…滝川市建設部土木課 ☎ 28-8037
国道…北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所 ☎ 22-4147
道道…空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所 ☎ 22-3434

雪の量

過去 10 年、平均で

約700cm

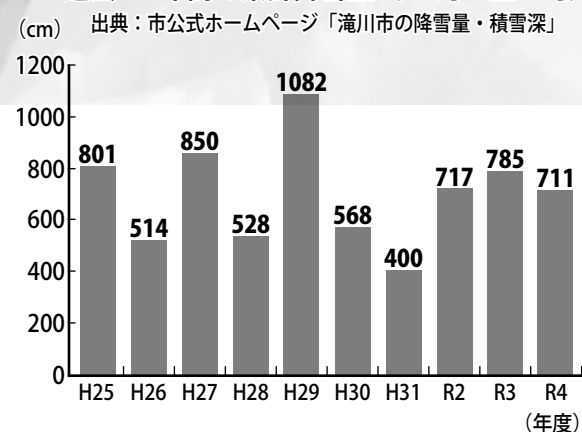
降っています。



700cm

少ない年で 400cm、多い年で 1,082cm と、ややばらつきはありますが平均で見ると「滝川市では毎年約 700cm の雪が降っている」ということになります。700cm がどのくらいの高さなのか市役所庁舎で例えてみると、市立図書館がある 2 階フロア中間くらいの高さに相当します。

過去 10 年間の累計降雪量（11 月～翌 3 月）



除雪の出動基準

積雪・路面状況によりますが

10cm の積雪

が出動の目安です。

除雪作業は、車や人通りの少ない夜中から一般的な通勤通学の時間帯の午前 7 時ごろまでに完了するよう努めています。

除雪までの流れ

①道路をパトロール

市の職員が毎晩パトロール。市内全域を回り路面状況を確認。



②各業者に出勤要請

除雪が必要と判断された場合、市の職員から各業者に出勤要請。



③除雪作業

除雪の要請を受け各業者が決められた区画を順番に除雪。



除雪の ルール・マナー

車が走りやすい、歩行者が歩きやすい道路にするためには、皆さんのご協力が必要です。



路上駐車



踏み板

道路に車を駐車してしまうと、除雪車が通れなくなり、作業に支障を来すほか、緊急車両なども通れなくなってしまいます。

宅地へ車を乗り入れるための「踏み板」は、除雪の障害になります。また、除雪車の故障原因にもなりますので雪が降る前に撤去をお願いします。



道路への雪出し

車道に雪を出す行為は、道幅が狭くなる・道路に凹凸ができる原因となり、その結果事故につながることもあります。雪出しはせず、家の敷地内に堆積するか、下記に記載されている市指定の雪堆積場をご利用ください。また、除雪を業者に依頼される方は、契約内容が「除雪だけではなく、運搬排雪が含まれているか」「除雪だけの契約の場合、堆積スペースが確保できるのか」などを確認するようお願いいたします。

【雪堆積場】開設期間：12月1日(金)～翌年3月31日(日) 8時～17時（※1月1日～3日は閉鎖します。）

滝川地区 A
(大型・小型車利用可)



滝川地区 B
(小型車(4t以下)専用)



滝川地区 C
(大型・小型車利用可)



守って！【注意事項】

- 他市町村から持ち込まない
- 指定場所以外に捨てない
- ごみや砂利などは捨てない
- 係員の指示に従う
- ※利用者間の事故やトラブルには一切の責任を負いません

正直、毎年思う 除排雪に対する

ぎもん？

除排雪に関する問い合わせの中で、特に多く寄せられる声（疑問・苦情）について、回答とともに紹介します。

置き雪

question



せっかく夜のうちに除雪したのに、朝外に出たら、自宅前にたくさんの置き雪があったの！道路がきれいになっているから、除雪車が来たんだと思うわ！除雪するなら、置き雪も市で処理してくれたいの！

answer

恐れ入りますが、玄関前など間口の雪については、各ご家庭での処理をお願いいたします。

先述のとおり、滝川市の規模で限られた時間内に除雪を終えるためには、かき分け方式での実施が効率的とされています。それによって生じてしまう道路脇の置き雪を処理していると、朝方までに作業を終えられず、市内全域を除雪することが難しくなってしまいます。置き雪の処理に、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

除雪の時間帯 ・ルートの変更

question



夜勤族なのですが、早朝、除雪車が入るタイミングと帰宅時間がかぶり、家に着くのが遅くなります。出勤が早い方にとっては、通勤の妨げになっていると思います。除雪ルートや時間帯を変更することはできないのでしょうか。

answer

ルートや時間帯の変更は対応いたしかねます。

除雪は複数の除雪車が各地を同時平行で行っており、どのルートで作業するのが一番効率的か考えた結果現在の体制になっています。要望を実現するには、隣接する地域との作業調整をはじめ、地域全体に係るすべての作業を見直さなくてははいけません。限られた時間内に除雪を完了させるためにも、ルート・時間帯の変更はいたしかねます。

排雪

question



歩いていたら、排雪された道路を見かけたんだ。うちの家の前もそろそろ排雪してくれないかな？もう雪がたくさんで困っているんだ。大きい道路は排雪されて、うちの前はされないなんてずるいよ！なにか基準でもあるの？

answer

緊急車両、公共交通機関の運行、一般車両の安全な走行などを念頭に作業しています。

機械・人員・時間・費用が限られた中で、すべての道路を排雪するのは困難です。そのため、大きい道（幹線道路）では緊急車両や公共交通機関、一般車両の安全な運行を、一般住宅が立ち並ぶ小さい道（生活道路）では、道幅を広げる拡幅投雪、見通しがきかなくなった交差点部分の雪山除去を行う交差点排雪を基本に日々作業をしています。

ご利用ください

各種制度のご案内

各種詳細は二次元コードからアクセスし、ご確認ください。

市公式 LINE

【除排雪情報】

まずは二次元コードから友だち追加！



除雪の出動や排雪作業予定地域など、市の除排雪に関するお知らせを受信できます！

「配信希望008」と送信したら受信設定完了だよ。

市道排雪モデル事業に対する補助

【申込期間】

12/1(金)～15日(金)

運搬排雪を自主的に行う地域住民組織などの団体に、最大で事業費の2分の1の額を補助します！



町内会排雪事業

【申込期間】

12/1(金)～翌年1/12(金)

町内会などが排雪を行う際に、事業費の5分の1に相当する経費負担で実施できる制度です！



私道排雪補助

【申込期間】

～11/30(木)

私道の除排雪をしている団体に、最大で事業費の4分の1の額を補助します！



みんなで冬を
乗り越える



実は、2017年の広報たきかわでも除排雪をテーマとした特集が組まれています。「除排雪費のしくみ」や「安全に除排雪をするために、委託業者がどのような取り組みをしているのか」など、同じテーマでありながらも本特集とは少し違った角度から除排雪について取り上げていました。

今回の特集は「滝川市の除排雪体制について、少しでも多くの方に知ってもらい、ご理解いただく」ということをテーマに作成しました。特別豪雪地帯である滝川市では毎年たくさんの雪が降り積もります。長年雪と戦い続けた結果、現在の体制に至るということを、少しでも多くの方にご理解いただければ幸いです。

今月号の発行日は10月26日。昨年、市内では11月17日に初雪が記録されました。冬の到来まであと少しです。

今年も市民の皆さんと協力して冬を乗り越えられるよう、今回の特集が少しでもお役に立てれば幸いです。

いろいろなおしえて！滝川の除排雪 おわり

図書館

だより

出会いと
いのちの森より

TAKIKAWA

■11月のカレンダー

日 月 火 水 木 金 土

1 2 3 4

5 6 7 8 9 10 11

12 13 14 15 16 17 18

19 20 21 22 23 24 25

26 27 28 29 30

※休館日が変更となる場合があります。
ホームページ等でご確認ください。

○＝休館日

★＝「えほんとおそぼう!『おはなしのひろば』
(幼児・児童向け)」(14時～14時45分)
読書フェスティバル2023関連
→＝展示「日なたと日陰～紙～重の世界～」
■＝「絵本作家 はたこうしろうさんと
楽しむワークショップ 世界でひとつ
だけの絵本を作ろう!」(10時～12時)
★＝「家族歴史研究家・岸本良信さんの家
系図を作ろう!～実践編～」(14時～
16時)

今月の
おすすめ本

一般書『低温調理の「肉の教科書」』

樋口直哉 著／グラフィック社

温度と時間を設定すれば、あとは調理器に
任せられ、家庭でもプロの味が可能になる「低
温調理法」。鶏むね肉のマスタードソース、ポー
クチョップ、牛肉の赤ワイン煮込みなど、ど
んな肉も最高においしくなる調理法を紹介する。

児童書『もうじきたべられるぼく』

はせがわゆうじ 作／中央公論新社

「ぼくは牛だから、もうじき食べられる」自分
の運命を受け入れた牛は、最後に一目だけ、お
母さん牛に会いたくて生まれ育った牧場に行く
ことにして…。TikTokの読み聞かせ動画を書
籍化。食育にも最適な絵本。

※お読みにになりたい図書がありましたら、リクエストしてください。掲載以
外にも入荷本がありますので、市立図書館公式ホームページをご覧ください。

問合先 市立図書館 Tel22-4646

子育て支援センターの催し

①土曜日開放

開放時間内の好きな時間に来て
遊ぶことができます。

日時 ①11月4日(土)、18日(土)
②11月11日(土)、25日(土) 各日9時～
16時

定員 150人(申込不要)

料金 無料

④北海道岩見沢児童相談所Tel01
26-22-1119、子育て応援
課こども家庭相談室Tel23-521
7

場所 ①一の坂地域子育て支援セ
ンター ②花月地域子育て支援セ
ンター

対象 0歳～就学前幼児と保護者

②にこにこランチ

各自で持参したお弁当をみんな
で食べながら交流します。育児相
談や栄養相談も行います。

日時 ①11月7日(火) ②11月21日
(火) 各日12時～13時

場所 ①花月地域子育て支援セン
ター ②一の坂地域子育て支援セ
ンター

対象 0歳～就学前幼児と保護者

申込方法 問合先へ電話でお申し
込みください(要予約)。

③地域訪問「みんなあつまれ」
～国学院生と遊ぼう～

国学院大学北海道短期大学部の
学生と遊びます。

日時 11月15日(水) 10時～11時30
分

場所 教育支援センター

対象 0歳～就学前幼児と保護者

④子育て講座「クリスマスの小物
を作ろう!」

テーブルなどに置いて飾れる小
物を作ります。

日時 11月22日(水) 10時～11時

場所 花月地区児童センター

講師 宮崎裕子さん(手作りサー
クルこんべいとう)

対象 0歳～就学前幼児をもつ保
護者(託児あり／生後3か月以上
／要予約)

定員 10人(申込多数時抽選)

参加料 500円(材料費)

申込期限 11月14日(火)

申込方法 問合先へ電話でお申し
込みください(要予約)。

⑤ようこそ滝川転入者交流会

日時 11月30日(木) 10時～12時

場所 花月地区児童センター

内容 滝川市の情報を知り、転入
者同士で交流します。

対象 滝川市におおむね3年以内
に転入した0歳～就学前幼児とそ
の保護者

定員 15組(申込多数時抽選)

申込期限 11月24日(金)

申込方法 問合先へ電話でお申し
込みください(要予約)。

【共通事項】

④一の坂地域子育て支援センター
Tel24-2850

えほんとおそぼう!
『おはなしのひろば』

幼児・児童向けのおはなし会で
す。絵本の読み聞かせのほか、「紙
コップロケット」を作ります。

日時 11月25日(土) 14時～14時45
分

場所 市立図書館

問合先 市立図書館 Tel22-4646

その他健康福祉生活スポーツ

講・催

募 集

募集

消防団員

あなたの経験を地域防災に生か
してみませんか。
女性消防団員も随時募集してい
ます。

対象 次の活動内容について積極
的に出動できる市内在住で50歳以
下の健康な方

活動内容 災害時の出動(火災・風
水害・地震など)および火災予防広
報活動、警備・警戒・教育訓練、
機械器具などの点検。

出動報酬

④災害出動(火災など)
一日につき8,000円

④警戒出動
一日につき3,000円

○訓練その他の出動
一日につき3,000円

○会議出席
一日につき2,000円

申込方法 電話でお申し込みくだ
さい。

④滝川消防署管理課Tel23-125
3

募集種目	資 格	受付期限	試 験 日
自衛官 候補生	18歳以上 33歳未満の方 (性別問わず)	①12月8日(金) ②令和6年 1月12日(金)	①12月16日(土)、17日(日) ②令和6年1月19日(金)、 20日(土)
高等工科 学校生徒	令和6年4月1日 現在、中学校卒業 以上(見込み含む) で17歳未満の男子	令和6年 1月5日(金)	1次試験：令和6年1 月13日(土)または14日(日) 2次試験：令和6年1 月25日(木)～28日(日)の うち1日

小型除雪機を貸与します

小型除雪機を使って市道などの
除排雪作業を行っていただけの団
体を募集します。

対象団体 町内会などの地域住民
で組織された団体

貸与機械 ハンドガイド式ロータ
リー(31・3馬力級)

実施期間 1シーズン(おおむね
12月中旬～令和6年3月中旬)

募集団体 2団体

経費 燃料、消耗品、損害賠償保
険料などの必要経費は借用団体で
負担

申込期限 11月17日(金)

申込方法 窓口でお申し込みくだ
さい。

④土木課Tel28-8037

「ミニニティ 除雪実施団体」

小型除雪機(12馬力)を使って地
域の高齢者世帯などの除雪を行っ
ていただけの団体を募集します。

事業内容 地域の高齢者(障がい
者含む)世帯の除雪をおおむね5
軒以上行っていただけの団体に小
型除雪機を貸与します。玄関から
道路までの通路の確保を基本とし
ます。

対象団体 町内会、班など地域住
民で組織された団体

実施期間 1シーズン(おおむね
12月上旬～令和6年3月末日)

募集団体 5団体

経費 燃料、消耗品、損害賠償保
険料などの必要経費は借用団体で
負担

申込期限 11月13日(月)

申込方法 窓口でお申し込みくだ
さい。

④介護福祉課Tel28-8028

講座・催し

児童虐待防止講演会(法務省
人権啓発活動地方委託事業)

児童虐待の防止について広く周
知するとともに、意識啓発を行う
ことを目的に、児童虐待防止推進
月間の事業として、講演会を北海
道中央児童相談所・北海道岩見沢
児童相談所と共催により開催しま
す。

日時 11月9日(木) 15時～

場所 滝川市民交流プラザ

演題 子育てのありがちな悩みを
みんなで考えよう

講師 佐々木彰さん(旭川圭泉会

民で組織された団体

実施期間 1シーズン(おおむね
12月上旬～令和6年3月末日)

募集団体 5団体

経費 燃料、消耗品、損害賠償保
険料などの必要経費は借用団体で
負担

申込期限 11月13日(月)

申込方法 窓口でお申し込みくだ
さい。

④介護福祉課Tel28-8028

7 広報たきかわ 2023-11

2023-11 広報たきかわ 6

対象 市民

地域 包括支援センターTEL28—8029

税を考える週間

11月11日(土)から17日(金)までは「税を考える週間」です。市民の皆さんに税の意義や役割についての理解を深めてもらうため、税の無料相談会を実施します。

●税の無料相談会

日時 11月16日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 市役所2階 図書館ロビー

相談員 市内税理士

対象税目 所得税、相続税、贈与税

●電話による無料相談

日時 11月13日(月) 10時～15時

相談先 市内各税理士事務所

※詳しくはお問い合わせください。

●滝川税務署 TEL22—2191

自転車駐輪場の冬期閉鎖

市内7か所の自転車駐輪場は、冬期間閉鎖しますので、自転車は閉鎖日までにお引き取りください。なお、期日までに引き取られなかった自転車は、放置物件として処理しますのでご注意ください。

閉鎖箇所 駅前広場駐輪場、滝川市自転車駐車場(たきかわ観光国際スクエア横)、JR駐車場横駐輪場、大町3丁目1番駐輪場、大

町4丁目1番駐輪場、江部乙中央通駐輪場、市役所敷地内駐輪場

閉鎖日 11月30日(木)

開くらし支援課 TEL28—8012

「ねんきん月間」および「年金の日」

日本年金機構では、公的年金制度に対する理解を深めていただくために、毎年11月を「ねんきん月間」とし、11月30日を「年金の日」としています。

●年金に関する相談

ご自身の年金記録や受給見込み額について相談を希望する方は砂川年金事務所(予約受付専用TEL0570—054890)に予約のうえ、ご相談ください。

※相談希望日の1か月前から前日まで受け付けます。また、相談の際は年金手帳をご用意ください。

●国民年金について学ぶための動画を視聴できます

日本年金機構ホームページ↓年金の制度・手続き↓年金について学ぼう」に掲載しています。



福祉

歳末たすけあい見舞金の申請

滝川市共同募金委員会が実施する「歳末たすけあい募金運動」に寄せられた善意を、歳末たすけあい見舞金として、高齢者などの介護をしている世帯や重度の心身障がい児がいる世帯、そのほかさまざまな事情から経済的に困りの世帯へ贈呈します。

詳しくは折り込みの「ふれあう社会」をご覧ください。

●社会福祉協議会 TEL22—2397

福祉除雪サービスをご利用ください

65歳以上の高齢者世帯、重度身体障がい者世帯で、身体的理由などにより除雪を行うことが困難な世帯を対象に除雪を行います。

事業内容 市道の除雪が入った日に1回のみ、玄関から道路までの避難通路を確保する事業です。

利用料 介護保険料の段階に応じて決定します(月額1,250円～5,000円)。

実施期間 12月～令和6年3月末

申込方法 窓口または電話でお申し込みください。

※自宅から300メートル以内にお子さんがお住まいの方は利用で

なりません。放れた犬は野犬となし、捕獲されることがあります。

●犬のふんは、持ち帰りましょう

散歩時に犬のふんを持ち帰ることは、飼い主として最低限のマナーです。

●飼育場所を清潔にしましょう

近所に不快感を与えないように、また犬の健康のため、飼育場所は、常に清潔にしましょう。

●犬に無駄吠えをさせないようにしましょう

犬の無駄吠えは、近所迷惑となります。吠える原因となるものを除き、愛情をもって根気よくしつけることが大切です。

●くらし支援課 TEL28—8013

家屋の新築・増築・改築 および取り壊しの 届け出について

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在、市内の土地や建物を所有している方に対して課税されます。

法務局に登録されていない家屋を今年中に新築・増築・改築または取り壊しをしたときは税務課(市役所3階)4番窓口に届け出が必ず要です。

▼家屋を新築・増築・改築したとき(車庫・物置なども含む)

翌年度より課税となりますので税額を算出するために評価します。

きません。

●介護福祉課 TEL28—8028

令和5年度のごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額

市では次の方を対象にごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額を行っています。ただし、ごみ処理手数料については、今年度末申請の方に限ります。

減額対象世帯

○生活保護世帯

○70歳以上の単身世帯で令和5年度の市民税が非課税の世帯

○母子世帯・父子世帯(次の①～④のいずれかに該当する子を扶養し、母親または父親の収入のみで生計を維持している「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による母子家庭または父子家庭で、令和5年度の市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯)

①満20歳未満の子

②身体障害者手帳1級または2級の子

③療育手帳A判定の子

④精神障害者保健福祉手帳1級の子

※市税、し尿処理手数料の完納が条件となります。

※ごみ処理手数料は、対象となる月数分のごみ袋を交付しますが、条件により申請時にお渡しできない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

「アラートの試験放送が流れます」

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験が実施されます。

F Mなかそらち(F M G S k y / 77.9 M H z)の電波を介して、試験放送が流れます。専用の自動起動ラジオをお持ちの方は、試験放送実施時に自動的にラジオが起動しますので、音声聞こえるかを確認できるよう、あらかじめラジオの受信状況などをご確認ください。

日時 11月15日(水) 11時

放送情報 「これはJアラートのテストです」×3回

●防災危機対策課 TEL28—8003

女性の人権ホットライン 強化週間

11月15日(水)から21日(火)までは、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

「女性の人権ホットライン」は、女性を巡るさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です。期間中は受付時間を延長して対応し、解決に導きます。

全国共通ナビダイヤル TEL0570—070—810

強化週間中の受付時間 平日 8時30分～19時、土・日曜日、祝日

10時～17時

通常受付時間 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

●札幌法務局滝川支局 TEL23—2330

女性に対する 暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力防止について考え、暴力のない社会づくりを進めていきたいと思います。

●くらし支援課 TEL28—8012

人権相談

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、「自分の悩みは人権侵害かも」と思ったら、一人で悩まず、気軽に法務局までご相談ください。秘密は守ります。相談は無料です。

●さまざまな人権問題の電話による相談

みんなの人権110番

TEL0570—003—110

●いじめ・虐待など子どもの人権問題

こどもの人権110番

TEL0120—007—110

●LINEじんけん相談

検索IDから公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録することで相談できます。

アカウント名 「SNS人権相談」

検索ID @snsinkensoudan

●くらし支援課 TEL28—8013

犬の飼い方のルールと マナーについて

飼い主は、正しい犬の飼い方を守り、他の人に迷惑をかけないようにしましょう。

●犬の放し飼いは、やめましょう

放し飼いをしないことは、飼い主の基本ルールです。

犬の放し飼いは「滝川市畜犬取締り及び野犬掃討条例」により禁止されています。

敷地外に放たれないよう対策するのはもちろんのこと、道路や公園、河川敷などで散歩させるときは、必ずリードを使用して他人の迷惑にならないようにする必要があります。

自分の犬は、「人に危害を加えない」「逃げない」というのは理由に

なりません。放れた犬は野犬となし、捕獲されることがあります。

●犬のふんは、持ち帰りましょう

散歩時に犬のふんを持ち帰ることは、飼い主として最低限のマナーです。

●飼育場所を清潔にしましょう

近所に不快感を与えないように、また犬の健康のため、飼育場所は、常に清潔にしましょう。

●犬に無駄吠えをさせないようにしましょう

犬の無駄吠えは、近所迷惑となります。吠える原因となるものを除き、愛情をもって根気よくしつけることが大切です。

●くらし支援課 TEL28—8013

家屋の新築・増築・改築 および取り壊しの 届け出について

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在、市内の土地や建物を所有している方に対して課税されます。

法務局に登録されていない家屋を今年中に新築・増築・改築または取り壊しをしたときは税務課(市役所3階)4番窓口に届け出が必ず要です。

▼家屋を新築・増築・改築したとき(車庫・物置なども含む)

翌年度より課税となりますので税額を算出するために評価します。

届け出がない場合は、さかのぼって課税されることがあります。

▼家屋を取り壊したとき(車庫・物置なども含む)

翌年度の課税から除くために現地確認をします。

届け出がない場合は、翌年度も引き続き課税されることがありますのでご注意ください。

※詳しくはお問い合わせください。

●税務課 TEL28—8020

人権・困りごと無料相談所

日時 12月5日(火) 13時～15時

場所 市民交流プラザ 交流ルーム3

相談機関 滝川人権擁護委員協議会

相談内容 家庭内の問題、近隣間のもめ事、職場の人間関係など

申込方法 滝川人権擁護委員協議会(TEL23—2330)まで、事前にお申し込みください(相談無料、秘密厳守)。

●くらし支援課 TEL28—8012

江部乙出張相談室

本庁まで行かなくても身近な江部乙支所で気軽に介護や認知症の相談などができます。

日時 11月10日(金) 10時～11時

場所 農村環境改善センター

内容 総合相談、血圧測定、物忘れ相談など

い合わせください。

●くらし支援課 TEL28—8013

健康

高齢者インフルエンザ予防接種に係る実施医療機関の追加について

広報たきかわ10月号19ページに掲載した「高齢者インフルエンザ予防接種」のうち、表中の実施医療機関に「こしお整形外科クリニック(TEL26—1154)」が加わりましたので、高齢者インフルエンザ予防接種を希望される方は、直接医療機関へご予約ください。

●健康づくり課 TEL24—5256

料理づくりのついで

日時 11月30日(木) 10時～12時30分

場所 まちづくりセンター

内容 腸内環境を整える「腸活」のポイントや、不足しがちな食物繊維を上手にとるコツを紹介します。

対象 65歳以上の市民

定員 9人

参加料 500円

持ち物 エプロン、三角巾、飲み物、筆記用具

申込期限 11月28日(火)

申込方法 問合先窓口または電話でお申し込みください。

●保健センター TEL24—5256

■特別職の給与

市長や副市長、議員などの給料月額等は下記のとおりとなっています。

特別職の給料月額などの状況（令和5年4月1日現在）

区 分	現在の給料等
市 長	910,000円
副 市 長	725,000円
非常勤監査委員 （誠見を有する者）	235,000円
教 育 長	635,000円
議 長	430,000円
副 議 長	360,000円
議 員	330,000円

■諸手当

職員には、給料のほか一定の条件に当てはまる場合には下記の手当が支給されます。

諸手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	主 な 内 容		
扶 養 手 当	・子 10,000円 ※15歳～22歳の子（特定扶養親族）1人につき 5,000円加算 ・その他の扶養親族 6,500円		
通 勤 手 当	[通勤距離が片道2km以上の者に限る] ・交通機関利用者は、使用している交通機関の発行する定期券で6か月を超えない範囲での最長定期券の額を支給（運賃相当額1か月当たり55,000円を限度に支給） ・交通用具使用者は、距離により最高31,600円を支給		
住 居 手 当	・借家などの場合（家賃12,000円を超える者が対象）は27,000円を限度に支給 ・持ち家の場合は8,000円		
特 殊 勤 務 手 当	危険・不快・不健康などの特殊な勤務の場合に支給。主なものに、防疫業務手当、保健衛生業務手当など15種類		
期 末 ・ 勤 勉 手 当	期末手当	勤勉手当	計
	6月 1,200月分	1,000月分	2,200月分
	12月 1,200月分	1,000月分	2,200月分
	計 2,400月分	2,000月分	4,400月分
寒 冷 地 手 当	・11月から翌年3月まで支給 ・扶養親族のある世帯主 23,360円 ・その他世帯主 13,060円 ・その他 8,800円		

（注）上記のほかに宿日直、時間外勤務、管理職手当などがあります。

このほか、退職した場合には、退職時の給料月額に退職事由と勤続年数に応じて定められた下記の支給率を乗じた退職手当が支給されます。

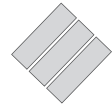
退職手当の支給割合（令和5年4月1日現在）

区 分		自己都合	勸奨・定年
支 給 率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分
そ の 他 の 加 算 措 置		定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たりの平均支給額		2,349,136円	21,090,744円

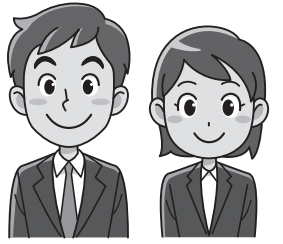
（注）1人当たりの平均支給額は、令和4年度中に退職した職員の平均支給額です。



問合先 総務課 Tel.28-8002



市職員の給与状況



条例に基づいて支給されている滝川市職員の給与についてお知らせします。
「滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づく職員の給与や勤務条件の状況を市公式ホームページ（組織案内→総務課→「滝川市人事行政の運営等の状況」）および市立図書館において閲覧することができますのでご覧ください。

■職員給与費

職員給与費とは、一般職に毎月支給される給料に諸手当と民間の賞与に当たる期末・勤勉手当を合わせたものをいいます。職員給与費の状況は、下記のとおりで、歳出総額に占める割合は、9.2%、職員1人当たりの年間給与は約618万円です。

一般職の給与費の状況（令和5年度一般会計当初予算）

職員数 (A)	給 与 費				1人 当たり 給与費 (B/A)
	給料	諸手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
人 325	万円 12億5,937	万円 2億4,947	万円 5億0,182	万円 20億0,706	万円 618

※ここという一般職とは、「会計年度任用職員以外の職員」を指すものとします。

■給料と初任給

一般行政職（平均年齢41.2歳）の平均給料月額は、令和4年4月1日現在303,129円で、国との比較では下記のとおりとなっています。

一般行政職の平均給料月額および平均年齢の状況
（令和4年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
滝川市	303,129円	41.2歳
国	323,711円	42.7歳

また、学歴別、経験年数別でみた平均給料月額および初任給は下記のとおりとなっています。

一般行政職の初任給（令和5年4月1日現在）および学歴別・経験年数別平均給料月額（令和4年4月1日現在）の状況

学歴	経験年数	滝川市	国
大 学 卒	初 任 給	185,200円	185,200円
	10年以上15年未満	262,000円	293,155円
	15年以上20年未満	317,600円	339,103円
	20年以上25年未満	372,500円	371,931円
高 校 卒	初 任 給	154,600円	154,600円
	10年以上15年未満	226,200円	242,694円
	15年以上20年未満	282,100円	284,072円
	20年以上25年未満	299,500円	323,336円

■部門別職員数

令和5年4月1日現在の職員条例定数は736人で在職職員数は719人となっており、部門別職員数の状況は下記のとおりです。

部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分		職 員 数			対前年増減数	
部 門		令和3年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	5	0	0
	総 務	79	78	79	△ 1	1
	税 務	17	17	18	0	1
	民 生	55	57	56	2	△ 1
	衛 生	28	29	32	1	3
	労 働	1	1	1	0	0
	農林水産	13	13	13	0	0
	商 工	17	18	19	1	1
	土 木	24	25	28	1	3
	小 計	239	243	251	4	8
政 特 部 別 門 行	教 育	88	88	87	0	△ 1
	小 計	88	88	87	0	△ 1
普通会計 計		327	331	338	4	7
会 公 営 企 業 等 計 部 門	病 院	340	344	351	4	7
	水 道	0	0	0	0	0
	下 水 道	3	3	3	0	0
	そ の 他	27	27	27	0	0
	小 計	370	374	381	4	7
合 計		697	705	719	8	14

■人件費

人件費とは、特別職、議員、各種委員、一般職に支給する給料や各種手当、使用者が負担する共済費を含めた費用の合計をいいます。

令和5年度の一般会計予算における人件費総額は約32億4,330万円で歳出総額の14.9%です。

人件費の状況（令和5年度一般会計当初予算）

歳出総額 (A)	人件費総額 (B)	人件費率 (B/A)
218億1,700万円	32億4,330万円	14.9%

交通事故など第三者の行為でけがや病気をしたときは「被害届」の提出が義務付けられています！

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をした際に、国民健康保険証を使って治療を受ける場合は、第三者が負担すべき費用を一時的に国民健康保険（以下、国保）が立て替える形で医療費を支払っています。後日、国保より第三者に費用を請求するため、保険医療課（市役所 1 階）5 番窓口には被害届の提出が必要になります。※交通事故については、事故の加害者または被害者が任意保険等に加入している場合、損害保険会社等が提出することがあります。

第三者行為とは？

- 交通事故にあった
- 傷害事件に巻き込まれた
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店での食中毒
- スキー・スノーボード等での衝突・接触事故

などは、原則として相手方が費用を負担すべきものです。



<届け出に必要なもの>

- ・国民健康保険証
- ・印鑑（ゴム印やスタンプ印は不可）
- ・交通事故証明書（交通事故の場合のみ）
- ・第三者の行為による被害届
- ・事故発生状況報告書
- ・念書（兼同意書）

＜様式は保険医療課窓口または市公式ホームページ→組織案内→保険医療課→交通事故などにあったとき→「第三者の行為による被害届」にあります＞

<医療費の適正化にご協力を>

被害届の提出がなければ、第三者に費用を請求することができません。これは本来国保が支払う必要のない医療費を負担することとなり、結果として国保財政を圧迫し国民健康保険税の増加につながることも考えられます。被害届の提出について、ご協力をお願いします。

なお、医療費を適正に給付するため、受診内容の確認の結果、第三者の行為による傷病の可能性がある場合には、北海道国民健康保険団体連合会から連絡がいくことがあります。「負傷（傷病）原因の確認について」という文書が届きましたら、速やかにご回答ください。

問合先 保険医療課 Tel. 28-8016

国民健康保険加入者の皆さんへ

年 1 回受診料が『無料』の特定健診を受診しましょう！

国民健康保険（以下、国保）は、病気やけがに備え加入者が国保税を負担し、必要な医療費などに充てる助け合いの制度です。医療費の増大は国保税の増加につながり、加入者の負担が増え、深刻な社会問題となっています。生活習慣病に着目した特定健診、特定保健指導を活用し、疾病の予防や早期発見・早期治療に努めましょう。

【国保加入者の医療費の推移】

令和 4 年度の国保加入者（75 歳未満）の年間医療費は総額 38.5 億円で、1 人当たりの年間医療費は 534,576 円でした。

国保加入者数は年々減少し、年間医療費も減少していますが、依然として 1 人当たりの平均医療費は高い水準にあります。

【特定健診を受けましょう】

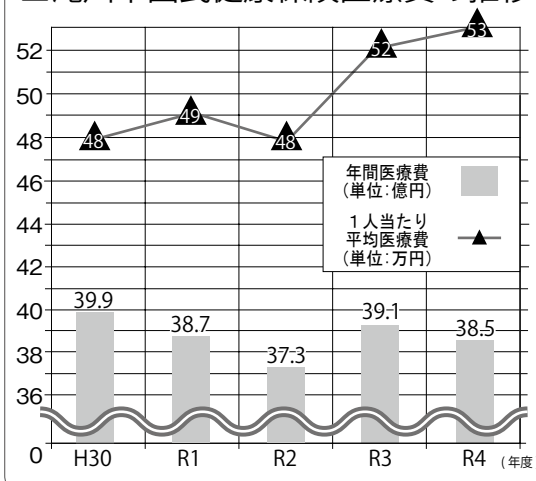
近年、糖尿病などの生活習慣病の有病者や予備群の方が増加していることにより、生活習慣病にかかる医療費が、国の医療費の 3 分の 1 を占め、国保の加入者においても 3 人に 1 人が生活習慣病で受診している状況にあります。

40 歳から 74 歳の方を対象とした特定健診では、生活習慣病につながるおそれのある体の異常を早期に発見し、特定保健指導では、健康な生活を送るために生活習慣を見直し、みずから改善できるよう支援します。

国保加入者は「無料」で特定健診を受診することができます。

保健センターで行う集団検診（要予約）のほか、市内の医療機関でも受けられますので、年に 1 回必ず受けましょう。

■ 滝川市国民健康保険医療費の推移



問合先 保険医療課 Tel. 28-8016

ジェネリック医薬品にかえてみませんか？



ジェネリック医薬品って何？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬の特許期間が切れたあとに販売されるお薬のことです。新薬の2～8割という安価で購入できるため、お薬代の負担を軽くすることができます。



ジェネリック医薬品差額通知をお送りします
国民健康保険の被保険者で、処方されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる方に、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしていますので参考にしてください。

通知発送時期：10月下旬、2月下旬の年2回

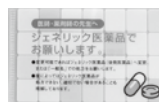


どうして安い？

新薬を開発するには、長い時間と膨大な開発費用がかかるため、価格も高くなります。ジェネリック医薬品は、開発後期間が経過した新薬と同じ成分で製造されるため開発費用が抑えられる分、低価格になっています。



ジェネリック医薬品を希望するときは
ジェネリック医薬品への変更希望を医師や薬剤師に相談してください。言いにくい場合は「ジェネリック医薬品お願いケース」などを保険証や診察券と一緒に出せばスムーズに意思表示できます。



◀ジェネリック医薬品お願いケース
保険医療課（市役所1階）5番窓口で国民健康保険に加入している方へお渡ししています。



本当に安全？

効き目や安全性については、新薬と同じ有効成分を使っており、基本的に違いはありません。薬事法により国の厳格な審査を経て製造、販売が認められているので、安心してお使いいただけます。



留意していただきたいこと

薬によっては、ジェネリック医薬品がない場合もあります。また、患者さんの症状や体質によって医師の判断によりジェネリック医薬品の使用が認められない場合や、医療機関の状況によって対応できない、もしくは取り寄せとなる場合もあります。



問合先 保険医療課 Tel.28-8016

住民票・印鑑登録証明書の時間外交付の廃止について

令和6年1月9日(火)から、住民票等各種証明書のコンビニ交付を開始します。
コンビニ交付の開始に伴い、現在行っている住民票・印鑑登録証明書の時間外交付は**令和6年2月末**で終了します。
なお、税務課で取り扱っている税証明の時間外交付については、3月以降も引き続きご利用いただけます。



コンビニ交付とは

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で戸籍や住民票などの各種証明書を取得できるサービスです。
詳しくは、広報たきかわ12月号でお知らせします。

3月以降、開庁時間内に窓口に来ることができない場合

コンビニ交付、委任状による窓口交付等をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合先 市民課 Tel.28-8015

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種

●高齢者用肺炎球菌ワクチン

【対象者および接種回数】

①令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の年齢になる方（1回接種）

※接種対象となる方には、3月末に個別に案内を送付しています。

②60歳以上65歳未満の市民の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある方（1回接種）

【料金】 **4,070円**（生活保護受給者は無料で接種できますので、事前に福祉課までお申し出ください。）



※すでに肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことのある方は対象外です

●接種できる医療機関（事前に予約が必要です）

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
滝川市立病院	22-4311	おい内科循環器科クリニック	23-8880	滝川中央病院	22-4344
えべおファミリークリニック	75-5500	神部クリニック	22-2021	文屋内科消化器科医院	23-5195
鈴木内科クリニック	23-2753	佐藤医院（一の坂町）	23-3255	若葉台病院	75-2266
たきかわクリニック	23-1818	佐藤病院（泉町）	24-0111	脳神経よしだクリニック	26-2600
男澤医院	23-3183	石田クリニック	24-2125	空知中央病院（新十津川）	76-4111
久保会医院	22-3363	こしお整形外科クリニック	26-1154		

問合先 保健センター Tel.24-5256

広告主を募集中!!

随時受付中!

滝川市では広報紙をはじめ、市公式ホームページや庁舎の壁面などを広告媒体として活用していただく有料広告事業を行っています。お店のPRや人材募集、事業のご案内などに活用してみませんか。

▼広報たきかわ広告

問合先：秘書課広報広聴係（Tel.28-8005）

掲載期間：1か月／6か月／12か月 ※申込期限：掲載号の前月の5日（12月号に掲載する場合は11月5日まで）

広告掲載場所：広報たきかわおしらせページ

広告料：1枠（縦45mm×横180mm）①25,000円／1か月 ②142,000円／6か月 ③275,000円／12か月
半枠（縦45mm×横88mm）①18,000円／1か月 ②102,000円／6か月 ③198,000円／12か月

▼市公式ホームページバナー広告

問合先：総務課デジタル推進室（Tel.28-8010）

掲載期間：1か月単位（毎月1日開始）規格50×160ピクセル GIFまたはJPEG形式 10キロバイト以下

広告掲載場所：市公式ホームページ広告掲載エリア（8枠）

広告料：トップページ ①15,000円／1か月 ②85,000円／6か月 ③165,000円／12か月
トップページ以外 ①10,000円／1か月 ②57,000円／6か月 ③110,000円／12か月

▼市庁舎壁面広告

問合先：総務課総務係（Tel.23-1234）

掲載期間：1か月単位（最長6か月・更新可）

広告掲載場所：庁舎南側玄関A2版4枠・1階エレベーターホールB2版2枠

広告料：A2版（594mm×420mm）1枠5,000円／月 B2版（728mm×515mm）1枠7,500円／月

▼市庁舎玄関マット広告

問合先：総務課総務係（Tel.23-1234）

掲載期間：1年間（広告主の希望により1か月単位可）

マット設置場所：庁舎南北玄関風除室・東側玄関風除室・東西エレベーター内（4台）

広告料：広告主とダスキントとの契約により決定されます。（ダスキント：Tel.0120-450-532）

令和6年 「滝川市はたちのつどい」

令和6年「滝川市はたちのつどい」を下記のとおり開催します。

対 象 者	平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方
日 時	令和6年1月7日(日) 14時～14時50分 (受付・入場開始時間13時15分予定)
場 所	ホテル三浦華園（花月町1丁目2番26号）
案内はがきの送付	①本市に住民登録をしている方は12月上旬までに案内はがきを送付します。 ②進学・就職などのため住民登録を本市から他市町村に移した方で、本市のはたちのつどいへの出席を希望される方は、11月30日(木)までに市公式ホームページからお申し込みいただくか、社会教育課へご連絡ください。準備ができしだい、案内はがきを送付します。 ※入場の際に案内はがきが必要となりますので、ご持参ください。
式典に参加する方への お願い	・せき、発熱、その他風邪症状がある場合、または、普段と体調が異なると感じた場合は、参加をお控えください。 ・ロビーなどでの待ち合わせや長時間の滞留はご遠慮ください。また、式典終了後は速やかに退場・解散してください。 ・はたちのつどい対象者以外はお来場いただけません。



ご家族などに車で送迎してもらう場合

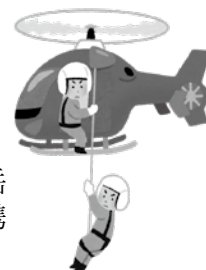
ホテル周辺での混雑が予想されますので、速やかな乗降と車の移動をお願いします。また、周辺での車の待機はご遠慮いただき、ホテル駐車場でお待ちください。



問合先 社会教育課 Tel.28-8046

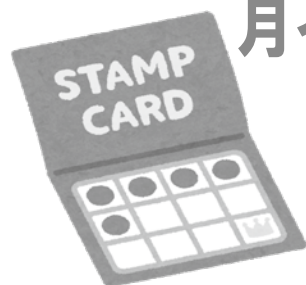
令和5年度北海道防災航空室との 合同訓練を実施しました

9月29日に新十津川町防災センターおよび総富地川で実施されたこの訓練は、林野火災や山岳救助等の発生時に、北海道防災航空室と円滑に活動を遂行するため、北海道防災航空隊との連携強化および職員の知識向上を目的として実施しました。



訓練は約3年ぶりに実施され、防災航空室隊員と滝川消防隊員、計26人が参加しました。林野火災の発生を想定した消防車両からヘリコプターへの給水・散水訓練のほか、山岳救助案件が発生したことを想定したホイスト装置による隊員の吊り上げ・吊り下げ訓練を実施しました。

問合先 滝川消防署警防課 Tel.74-4823



月イチリカ室スタンプカード始めます

月イチリカ室に参加してスタンプを集めてみませんか。
たくさん集めるとすてきな特典と交換できます。
毎月第4土曜日の「月イチリカ室」にぜひ遊びに来てくださいね！
※12月から2月までの冬期休館中も月イチリカ室は実施します。

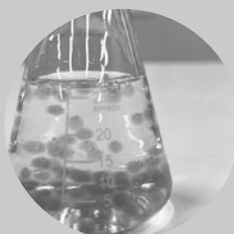


11月の月イチリカ室は「つぶつぶの水、つかめる水」

アルギン酸ナトリウムと塩化カルシウムを使って「形を持つ水」を作る楽しい実験を行います。

- 日 時 11月25日(土) 13時30分～14時
- 場 所 こども科学館
- 対 象 就学前の幼児～小学生
- 定 員 20人 ※定員を超えた場合は抽選
- 参 加 料 無料(入場料別途必要)
- 申込期限 11月18日(土)
- 申込方法 (次のどちらかの方法でお申し込みください)

- ①二次元コードもしくは市公式ホームページ内の「ミュージアム情報」から専用フォームにアクセスしてお申し込みください。
- ②往復はがきに住所、電話番号、参加者全員の氏名、年齢(学年)を記入して〒073-0033 滝川市新町2丁目6番1号 こども科学館「月イチリカ室係」に送付してください。



問合先 こども科学館 Tel.22-6690



医療の現場から



糖尿病の検査法とは？検査項目や基準値、診断基準について

滝川市立病院

臨床検査科 臨床検査技士

川合 瑠菜



糖尿病とは、インスリンというホルモンの不足や作用低下が原因で、高血糖の状態が慢性的に続く病気です。糖尿病には、体質的にインスリン分泌ができない1型糖尿病と、生活習慣が原因で発症する2型糖尿病があります。

診断の際には1～2か月の血糖値の変動を反映したHbA1c値や、血糖値（空腹時や食後）などを測定し、その結果を基に複合的に判断することが一般的です。高血糖状態を放置すると、神経障害や目の網膜症、腎症などのさまざまな合併症を引き起こす可能性があるため、早期発見して治療することが大切です。今回は糖尿病の検査についてご紹介します。

糖尿病は、自覚症状が少ないこともあり、血液検査や尿検査から発見されることもあります。検査項目にはいくつかの種類があり、それぞれ特徴や基準値が異なります。糖尿病の診断や治療方針を検討する際に用いられる検査項目には、朝食前に測定した空腹時血糖値や食事時間を考慮せずに測定した随時血糖値や甘い飲み物を飲み、その30分後、1時間後、2時間後に採血したときの血糖値を測定する75gブドウ糖負荷試験、過

去1～2か月の血糖コントロール状態を反映したHbA1c値のほかに、尿中の糖の濃さを調べる尿糖という検査項目があります。糖尿病の診断では主に（1）空腹時血糖値、（2）75gブドウ糖負荷試験2時間値、（3）随時血糖値、（4）HbA1cの値から判断されます。（1）～（3）のいずれかと（4）が基準値を超えた場合、または（1）～（4）のいずれかが2回基準値を超えた場合に“糖尿病”と診断されます。

糖尿病の検査は、治療方針の決定にも役立ちます。これらは、医師だけではなく患者さんご本人も正しく理解することが大切です。

市立病院の内科では糖尿病の診療を行っています。健康診断で糖尿病予備群と指摘された方も、ぜひご相談ください。

症状の乏しい糖尿病予備群は、放置すると糖尿病に進行し、さまざまな合併症を引き起こすこともあります。そのため、予備軍の段階から適切な対処を行うことが大切です。医師をはじめ看護師や管理栄養士、検査技師など多方面からサポートしますので、不安なことがありましたらお気軽に受診・検査にお越しください。

たきかわら版

11月の各種
無料相談日

▶行政相談

20日(月)
くらし支援課
☎ 28-8012

糖尿病は、自覚症状が少なく発見が遅れがちですが、進行すると合併症を引き起こし、場合によっては命を落とす危険があります。

11月の「みんなのタキカワ」

FMG'sky (77.9MHz)
毎週金曜日 12時15分～12時30分
(再放送 同日18時～18時15分)

3日 税を考える週間

10日 市長のふれあいトーク

17日 広報ひろい読み

24日 はじめまして！滝川市役所1年生

聞
企
画
課
Tel
28
—
8
0
3
1

モンゴル出身
国際交流員
ドゥゲルジャブ・ノミンチメドさん

Сайн байна уу?

サイン・バイン・(ハ)ウー

こんにちは

Баярлалаа

バイラルラー

ありがとうございます。

Баяртай.

バイルタイ

さよなら。

最新情報はFBで



！第39号



こんにちは！サインバイノ、モンゴル出身のノミンです。

多くの日本人はモンゴルと聞いたら、どういう言語で話しているのか、モンゴル文字とはどんな文字なのか思ったことはありませんか。

CIRのつぶやき第39号では、モンゴル語の文字や特徴、簡単な挨拶などを紹介しました。モンゴル語に興味がある方はぜひご覧ください。

CIRのつぶやき



市公式
LINE

Hokkaido
ebooks

↑WEBで

「広報たきかわ」を

↓アプリで

マチイロ



市公式
Facebook



行政に関するご意見・ご提言

広報たきかわへのご意見・ご感想

リンク集

◆除排雪特集を組ませていただきました。もうすぐ冬がやってきますね。昨年始めたスノーボード、センスがなさ過ぎて何度もくじけそうになりましたが、少しでも上達できるように今年も頑張ります。◆花見すらも厳しかったコロナ禍に、せめて家で花見ということで桜の盆栽を購入。それが今年の9月下旬に咲いたのです。どうやら猛暑の影響で早とちりした桜が全国で咲いているそうです。◆つい最近まで暑い日が続いていたのに、急に寒くなってしまう。寒がりの私には厳しい季節です。冬になるたびにほしいと思っていた着る毛布を、今年こそは購入しようと決心しました。

編集後記



取材写真アルバム

－まちの出来事や季節の話題から3枚をピックアップ！－



▲滝川市に転入して来られた方々が安心して子育てができるよう、市内の子育て関係施設を巡回する『転入者交流会（バスツアー）』が開催されました（9月19日）



▲5月にみずから植えた稲の苗が、猛暑を乗り越え立派な稲穂へと成長。秋の陽気の中、2人一組で『稲刈り体験学習』に取り組みました（9月25日／東滝川）



▲滝川西高等学校のインターンシップが4年ぶりに復活。滝川市役所では、防災危機対策課と秘書課（広報）で受け入れ。実際の仕事を体験しました（10月11日）



愛犬の朝散歩中、かわいーい初霜を発見！
（かおちゃん／2020.10.25／二の坂町）

初霜



こちらのコーナーでは市内で撮影された写真を募集しています！詳しくはこちら→



11月の救急医療機関

	外科休日当番医 (8:30～翌8:30)	歯科休日当番医 (9:00～12:00)	電話番号	住所
5日(日)	滝川脳神経外科	きたじま歯科クリニック	0164-26-8881	深川市3条16番12号
12日(日)	市立病院	あさひ歯科クリニック	0125-22-0033	滝川市朝日町西1丁目6番1号
19日(日)	滝川脳神経外科	近藤歯科医院	0164-35-2538	沼田町本通3丁目4番3号
26日(日)	市立病院	歌志内ホワイト歯科クリニック	0125-42-4618	歌志内市字本町1027ー30

※市立病院…Tel 22-4311/ 大町2丁目2番34号 滝川脳神経外科…Tel 22-0250/ 西町1丁目2番5号

休日の内科・小児科の診療は市立病院で受け付けます（8:30～翌8:30）。

11月3日（金・祝）／11月23日（木・祝）の外科の診療は市立病院で受け付けます（8:30～翌8:30）。

平日の時間外診療の協力医療機関については当番病院案内ダイヤル（Tel 22-2299）でお知らせします。